



エゴマの苗

苗が植えられた圃場



苗植え作業

6月20日、エゴマの実証栽培が始まりました。
この実証栽培は「浪江の郷土料理を愛する会」が主体となり、藤橋地区の約2反の圃場にて行わ

エゴマの実証栽培が始まりました

れています。約7千本の苗を手作業で植え、1反あたり150kg、200kgのエゴマが10月中旬に収穫できる見込みです。

問 産業振興課農林水産係 0240(34)0245

町の農業再生に向けて

収穫されたエゴマは搾油され、ドレッシングに加工される予定です。また、搾油によって出た「搾りカス」を、餅や餡などに練りこんで活用することも可能です。

「浪江の郷土料理を愛する会」の会長である石井絹江さんによると、エゴマは近年、認知症予防などに有効な健康食品として注目されているそうです。石井さんを始めとする会員の方々は、「長生きするためにぜひ皆にエゴマを食べてもらいたい。そして、浪江の新たな特産品となるように、町内の農業者の方にも広めていきたい」と語っていました。今回の実証栽培を足掛かりとして、ゆくゆくは商品化し販売することを目標にしています。

田尻地区で復興組合が設立されました

農地の保全活動を行う復興組合が、新たに田尻地区において設立されました。この先、農業再開に向けて、農地保全に取り組んでいくこととなります。これまでに設立された復興組合の数は、これで12になりました。今後も町の農業再生に向け、取り組みを進めていきます。

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用頂けます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続が簡便かつ無料※1で、ご本人様お一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続きの中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。

手続きが終了している17,705件のうち、8割強である14,706件※2が和解成立に至っています。

※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成28年6月末現在の件数です。

最近の和解事例

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、同地域の漁港を拠点とする漁船の乗組員をしていた申立人について、休漁期間中の給与相当額から、船主から一部支払を受けた額を控除した額の就労不能損害が賠償された事例（東京電力は、船主に対して乗組員の給与を含む休漁損害を賠償済みであると主張）（和解事例930）。

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120(377)155

みんなで ともに 乗り越えよう

東京電力ホールディングス株式会社に対して町の所有する土地の損害賠償請求を行いました

町は東京電力ホールディングス株式会社に対して、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により町が受けた損害のうち、町が所有する土地の価値の喪失または減少に関する損害を請求することとし、6月15日、役場二本松事務所に町長より請求書を手渡しました。

なお、今回の請求は町が被った土地の損害分であり、その他の損害については、今後算定が完了したものから順次請求します。

【請求金額】 11,586,226,304円

【請求内容】 町の所有する土地の価値の喪失または減少に関する損害



問 復興推進課財政係 0243(62)4731

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

「浪江診療所」の安全祈願祭が行われました

6月14日、浪江町役場本庁舎の隣に建設される浪江診療所の安全祈願祭が行われました。帰町した後の医療面の不安を解消するため、平成29年3月の開所を目指しています。



問 仮設津島診療所 0243(24)1431

なみえの

あの店 この店

ふるさとを離れ、ふるさとを想いながら避難先であらたにスタートした浪江町民や浪江町にゆかりのある企業・店舗の皆さんをご紹介します。

掲載ご希望の企業・店舗の方は、ご連絡ください

問 復興推進課情報統計係 0243(62)4731

BARBER髪鉄 小川 昌幸

〒960-2154
福島県福島市佐倉下字上谷地8-1
080(5225)1288